

第百十七号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第十八号から第二十号までを次のように改める。

十八から二十まで 削除

第十四条第二項中「六百七十円」を「七百三十円」に改める。

第二十条から第二十二条までを次のように改める。

第二十条から第二十二条まで 削除

第二十八条第一項中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条、第二十四条」に改める。

附則第三項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後

に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の種類、支給額及び支給期限を改める必要がある。